

# ● 飲食店等への要請等

＜協力金対象＞

対象施設

【飲食店】 飲食店又は喫茶店等（テイクアウト、宅配を除く）

【遊興施設】 接待を伴う飲食店、カラオケ店等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗

【結婚式場】 食品衛生法の飲食店営業許可を受けている結婚式場等

要請内容

## 〔特措法第31条の6第1項に基づくもの〕 **命令、過料の規定あり**

【**認証店**】 ※岡山県飲食店感染防止対策第三者認証事業（p.11参照）の認証店

①または②のいずれか一方とすること（当初の選択を要請期間中は継続すること）

- ①
  - 営業時間の短縮（通常21時を超え営業している店舗は、営業時間を5時から21時までに短縮）
  - 酒類の提供は11時～20時までとすること（利用者による酒類の店内持込みを含む）
- ②
  - 営業時間の短縮（通常20時を超え営業している店舗は、営業時間を5時から20時までに短縮）
  - 酒類の提供は行わないこと（利用者による酒類の店内持込みを含む）

※通常営業時間が20時を超え21時までの店舗は、通常どおりの営業時間を選択することも可能だが、酒類提供は11時～20時までとすること（協力金対象外）

## 【**認証店以外**】

- 営業時間の短縮（通常20時を超え営業している店舗は、営業時間を5時から20時までに短縮）
- 酒類の提供は行わないこと（利用者による酒類の店内持込みを含む）

## 〔特措法第24条第9項に基づくもの〕

- 同一グループの同一テーブルでの会食は4人以下(乳幼児、介助者等やむを得ない場合を除く)とすること  
※**ワクチン・検査パッケージ又は対象者全員検査による緩和措置は適用しない**
- マスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む）
- アクリル板、パーティションの設置や座席の間隔の確保など飛沫防止に効果のある措置を徹底
- 手指の消毒設備の設置、従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、事業所の消毒、施設の換気など、特措法施行令第5条の5各号の措置を徹底
- 業種別ガイドラインの遵守を徹底

※ ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、「飲食店等への要請等」の対象外だが、「施設等への要請等」（p.6参照）の対象となる

➤ イベントを開催する場合は、イベントの開催要件を守ること（特措法第24条第9項に基づく）